主 文

弁護人の本件請求を棄却する。

理 由

一件記録によれば,弁護人は,Aの供述録取書,供述書全て(開示済みのものを除く)について,刑事訴訟法316条の15が規定する類型証拠として開示を求めたところ,検察官は,Aの身上経歴に関する内容の司法警察員に対する平成18年11月27日付供述調書(以下,本件調書という。)を除いた全部を開示したが,本件調書については,罪体に関する内容は含まれておらず,検察官請求証拠である甲12,13号証(Aの検察官に対する供述調書)の証明力を判断するための重要性は非常に低く,被告人の防禦のための必要性も低いこと,開示によりAのプライバシーが大きく害されることなどを理由として,任意に開示しなかったこと,弁護人は,これを受けて,本件調書についてのみ,証拠開示命令の請求を維持していることが明らかである。

そこで、当裁判所は、本件調書について、提示を命じて内容を検討した上で判断するに、検察官が主張するとおり、本件調書の内容は、Aの身上経歴に関するもののみであることが認められ、検察官の請求証拠であるAの検察官に対する供述調書(甲12、13号証)の証明力を判断するために重要であるとは認められないし、その他の観点からも、開示の必要性が大きいことを示すような事情は特に認められない。一方、Aは、共犯者ではあるが、不起訴処分を受けていることなどの本件事案の性質によれば、Aのプライバシーは尊重されるべきであって、開示による弊害も認められる。そうすると、弁護人の証拠開示請求には理由がないので、これを棄却することとする。

(裁判官・若園敦雄)